

## 大川市公用車車検及び法定点検申請要領

### 1. 申請者の資格

大川市内に事業所を有し、運輸局長の認証又は指定を受けている工場で、次のいずれかに該当しないこと。

- ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- ② 大川市税を滞納している者。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は法人であつてその役員が暴力団員である者。
- ④ 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがある等の理由により、本市の契約の相手方として不相当と認められる者。

### 2. 申請書類

申請者は、申込時に次に挙げる書類を市長に提出すること。

- ① 公用車車検及び法定点検申請書
- ② 大川市税の滞納のない証明書
- ③ 印鑑登録証明書
- ④ 法人は商業登記簿謄本、個人は身分証明書
- ⑤ 誓約書兼同意書及び役員等名簿
- ⑥ 認証又は指定工場の標識の写真等

\*市で発行する証明書の取得については、本人確認が必要になります。法人の場合は本人印、代理人の場合は委任状が必要です。詳しくは担当部署にお尋ねください。

### 3. 申請期間

令和8年3月2日（月）から令和8年3月13日（金）まで  
（ただし、土日を除く。）

上記期間の午前9時00分～11時45分、午後1時30分～5時00分まで

### 4. 申請場所

大川市役所総務課契約管財係

電話番号 0944-85-5564

5. 業者選定日

令和8年3月18日（水）10時00分

大川市役所第1委員会室（東別館B棟2階）

申込者は必ず出席すること。ただし、代理は可能で委任状が必要。

時間に遅れた場合は、申込みを辞退したものとみなす。

6. 対象車両

取得後、一度も車検を受けていない大川市の公用車（前年及び当該年度中に新規取得した車両。）。

7. 決定方法

抽選により業者を決定する。

8. 依頼期間

当該車両の廃車までの期間とする。

9. 車検および点検時の基本料金について

大川自動車整備協会が提示する一律料金とし、協会未加入の者については、この料金に準拠するものとする。

## 申請書記載要領

### 1 公用車の車検及び法定点検の申込書

- ① 「住所」は、事業所の所在地を記入すること。
- ② 「商号又は名称」は、登記簿謄本がある場合はその商号を記入すること。
- ③ 「代表者職名」は、登記簿謄本がある場合はその記載された代表取締役等の役職名を記入すること。
- ④ 印鑑は実印を使用すること。
- ⑤ 認証又は指定番号は、運輸局長から交付された番号を記入すること。

### 2 大川市税の滞納のない証明書（写し可、交付より3カ月以内）

大川市役所税務課において、「市税に滞納のないことの証明書」の交付を受け提出すること。

### 3 印鑑登録証明書（写し可、交付より3カ月以内）

実印の印鑑登録証明書を提出すること。

### 4 商業登記簿謄本、身分証明書（写し可、交付より3カ月以内）

法人は商業登記簿謄本、個人は本籍のある市町村発行の身分証明書を提出すること。

### 5 誓約書兼同意書及び役員等名簿

記載する者は事業所の代表者とし、役員等名簿を記載すること。

### 6 認証及び指定工場の標識の写真等

サイズは規定しないが、標識内容の判明するカラーとすること。